

## 計画書

### <1. 表示>

大和都市計画火葬場の決定(御所市決定)

都市計画火葬場を次のように決定する。

| 番号 | 名称     | 位置                 | 面積      | 備考             |
|----|--------|--------------------|---------|----------------|
|    | 御所市火葬場 | 御所市大字朝妻、<br>大字僧堂地内 | 約 3.5ha | 火葬炉3基<br>動物炉1基 |

区域は、計画図表示のとおり

### <2. 理由書>

別紙のとおり

### <3. 付図> (添付)

- ・総括図
- ・計画図
- ・参考図

(大和都市計画火葬場の決定)

## 理 由 書

御所市の火葬場は、昭和39年（西暦1964年）に供用開始され、約55年が経過しています。供用開始後、施設の機能の保持のため、適宜修理補修を行っていますが、設置後約55年が経過していることから、施設全体の経年的な老朽化や劣化が進んでいる状況です。特に、火葬炉設備は環境汚染防止設備が設置されていない高煙突形式の火葬炉であり、現に黒煙や臭気の発生が見られるに加え、災害時において煙突倒壊の危険性が危惧されている状況です。

また、本市では、高齢化に伴う死亡者数のピークがこの数年以内に予測されており、市民サービスの維持においても、新火葬場の整備は急務の課題となっている状況であることから、これらを踏まえ、御所市第5次総合計画、御所市都市計画マスターplanや過疎地域自立促進特別措置法に基づく御所市過疎地域自立促進計画において、新火葬場の整備推進を定めているところです。

本来であれば、現火葬場の近隣での整備を進めるところですが、現火葬場は墓地に囲まれているだけでなく、周辺部は市街化が進み、建て替えに必要な敷地の余地が無いこと等から、現火葬場位置での建て替えではなく、御所市の南部に位置する当該地区に新火葬場の整備を進める基本計画（案）を定めているところです。

新火葬場の予定地周辺には宅地も無く、まとまった規模の用地が確保できること等から、環境や景観への影響が少なく、時代にふさわしい施設を整備することにより市民の利便性向上と施設運営の効率化を図ることとなります。